

- 平成**27**年**9**月関東・東北豪雨災害 鬼怒川の堤防決壊

平成**27**年**1**月 水防法の一部改正

- ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」策定

H27.12.11国土交通省～「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」

- 平成**28**年**8**月台風第**10**号 中小河川の氾濫による逃げ遅れ

平成**29**年**9**月 水防法の一部改正

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を全国の河川で加速

洪水等からの「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」実現のための抜本的な対策

- 「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画」とりまとめ

平成**29**年**6**月 国土交通省

↓
改定

- 平成**30**年**7**月豪雨等 大河川の氾濫や内水氾濫、土石流発生

- 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）

平成**30**年**12**月 社会資本整備審議会

- 「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画の改定」

➔「水防災意識社会」再構築する取組をより一層、充実・加速化 平成**31**年**1**月 国土交通省

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について 答申(概要)

- 施設能力を上回る事象が発生するなかで、住民の「水災害の知識・認識を高め、主体的な行動に結びつけるためのソフト対策」と、住民の「避難の支援や、被害を未然に防ぐハード対策」が一体となった、人命を守る取組が必要。
- 被災後の早期復旧対策など社会経済被害を最小化する取組や、気候変動を踏まえた適応策等の研究の推進が必要。

①

施設能力を上回る事象が発生するなかで、人命を守る取組

<ソフト対策>

【災害の知識・認識を高める】

- 平時と災害時の情報提供の連携
- 平時に
リスク情報を提供
するエリアを拡大
- 災害時に
避難行動につながる
リアルタイム情報の充実

【主体的な行動に結びつける】

- 個人や企業の行動計画の作成。地域で支え合う共助の推進。
- 避難等の防災行動のハードルを下げる防災訓練の推進

<避難を支援するハード対策>

- 被災時のリスクの高い場所の決壊までの時間を少しでも引き延ばすため堤防構造の工夫
- 逃げ遅れた場合の応急的な退避場所の確保
- 避難場所や避難施設を保全する対策

<被害を未然に防ぐ事前のハード対策>

- 複合的な災害形態により生じる、人命への危険性の高い地域の保全対策
- 現行の施設能力を上回る水災害への対応

②

社会の経済被害の最小化や被災時の復旧・復興を迅速化する取組

- 社会経済被害の最小化を図る対策
- 被災後の早期復旧対策
- 地域ブロック単位で多くの機関が参画するタイムラインの作成と共有

③

気候変動等による豪雨の増加や広域災害に対する取組

- 気候変動への適応策に関する技術検討
- TEC-FORCEの体制強化
- 住民の住まい方を改善

④

技術研究開発の推進

- 様々な水災害リスクの評価手法の開発
- 洪水予測精度の向上
- 住民避難に資するリスク情報の高度化

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について 答申(概要)

事前防災ハード対策

洪水氾濫、内水氾濫、土石流等が複合的に発生する水災害へのハード対策や、氾濫水の早期排水等の社会経済被害を最小化するハード対策の充実

○気候変動の影響による豪雨の増加も踏まえ、事前の防災対策を推進



・河道掘削や樹木伐採



・遊砂地等の整備

○社会経済被害を最小化する対策の推進

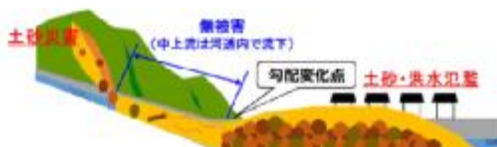
○長時間の降雨による洪水氾濫や内水氾濫、土石流等が複合的に発生する水災害への対策強化

・バックウォーター現象



・土砂・洪水氾濫

上流部の土砂災害により発生した大量の土砂が、洪水で河道を流下し、下流部において土砂が堆積して、河床を上昇させて土砂と洪水の氾濫が複合的に発生



避難確保ハード対策

災害が発生した場合でも、応急的に退避できる場所の確保や避難路等が被災するまでの時間を少しでも引き延ばすハード対策の充実

○避難路や避難場所の安全を確保



・後付式の流木捕捉工や
強靱ワイヤーネットを活用した緊急整備



・掘削土砂を活用した高台の整備

住民主体のソフト対策

住民が主体的な行動が取れるよう、個人の防災計画の作成や、認識しやすい防災情報の発信方法の充実

○地区単位で個人の避難計画の作成



マイ・タイムライン作成



避難経路の確認

○メディアの特性を活用し、情報発信の連携

情報量
少ない・簡易

プッシュ型の情報発信
(個人に強制的に届く情報)

・緊急連絡メール(携帯電話、スマートフォン)
※生命に関わる緊急性の高い情報を特定エリアに配信

ブロードキャスト型の情報の発信
(不特定多数に届く情報)

・ニュース(テレビ、ラジオ)
・河川カメラの映像配信(テレビ、ケーブルテレビ)
・データ放送(テレビ、ケーブルテレビ)

プル型の情報の発信
(個人が知りたい情報を選択)

(パソコン、スマートフォン)
・国土交通省 川の防災情報等
・民間情報サイトにおける河川・防災情報の発信
・SNSを活用した河川・防災情報の発信

多い・詳細

○大規模氾濫減災協議会等へ利水ダムの管理者や公共交通機関等の多様な主体の参画

多層的な対策を一体的に取り組み、「水防災意識社会」の再構築を加速

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所での共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画の改定」

緊急行動計画の改定と泉南地域の防災・減災に係る取組方針（5年間の取組）改定のポイント

主な追加項目	国・緊急行動計画		泉南地域の防災・減災に係る取組方針
	改定前	改定後	
対象の気象事象	洪水	洪水 土砂 高潮 内水 複合災害	洪水（現行どおり） 土砂（現行どおり） 高潮（現行どおり） 内水（現行は対象無し） 複合災害（今後検討）
・参加機関	・行政及び水防関係機関	・メディア、利水ダム管理者を追加	・現行のとおり（必要に応じ追加）
・タイムライン	・水害対応タイムライン	・追加された気象事象のタイムライン及び多機関タイムラインを追加	・改定後のタイムラインは記載済（タイムライン各項目）
・防災施設機能を住民へ情報提供	—	・ダムや堤防等の施設効果や機能、避難の必要性に関する住民周知	・改定後に併せて(1)①に追記
・共助の仕組み強化	—	・地区防災計画等作成や地域防災リーダー育成の推進	・改定後に併せて(1)②に追記
・住民一人一人の適正な避難確保	—	・マイタイムライン作成の推進	・改定後に併せて(1)②に追記
・円滑な避難の確保	—	・避難路を保全する砂防堰堤等の整備	・改定後に併せて(4)に追記
・防災施設の整備等	—	・土砂、洪水氾濫への対策 ・多数の家屋や重要施設等の保全対策 ・本川と支川の合流部等の対策 ・重要インフラの機能確保	・改定後に併せて(4)に追記

緊急行動計画の改定における水防災連絡協議会の考え方（案）

○多様な関係機関の参画について

大阪府の水防災連絡協議会においては、

行政機関（国・府・市町村）、警察、消防、水防組合、インフラ・交通事業者にて構成済

◆改定で参画が想定される構成員の考え方

・下流域に情報提供が必要なダム管理者

➡一庫ダム、箕面川ダム、滝畑ダム等の管理者は既に参画済

・高齢者に対して避難行動の理解を促すことができる機関

➡市町村の危機管理部署にて、適切にこれまでと同様に福祉・医療・教育等の要配慮者利用施設管理者へ周知することができることから、現構成員で対応可

・雨水出水、高潮、土砂災害の対策機関

➡下水道、港湾、土木・農林関係事務所、保健所は既に参画済

・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者

➡交通事業者は既に参画済

<改定の背景> 平成30年7月豪雨 甚大な人的被害

平成30年7月豪雨による一般被害

9月10日14時現在

- 平成30年台風第7号及び前線等による大雨(平成30年7月豪雨)により、西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、がけ崩れ等が発生。
- これにより、死者223名、行方不明者8名、家屋の全半壊等20,663棟、家屋浸水29,766棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。※1
- 避難指示(緊急)は最大で915,849世帯・2,007,849名に発令され、その際の避難勧告の発令は985,555世帯・2,304,296名に上った。※2
- 断水が最大262,322戸発生するなど、ライフラインにも甚大な被害が発生。※3

※ 広島県については、避難指示(緊急)(1,553地区)、避難勧告(128地区)及び避難準備・高齢者等避難開始(2地区)を合算して818,222世帯、1,837,005名に発令

※1: 消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況(第56報)」(平成30年9月10日(月)14時00分)

※2: 内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について」(平成30年7月8日(日)6時00分)

※3: 非常災害対策本部「平成30年7月豪雨による被害状況等について」(平成30年7月14日(土)14時00分)

■岡山県倉敷市真備町の浸水及び排水状況



■各地で土砂災害が発生

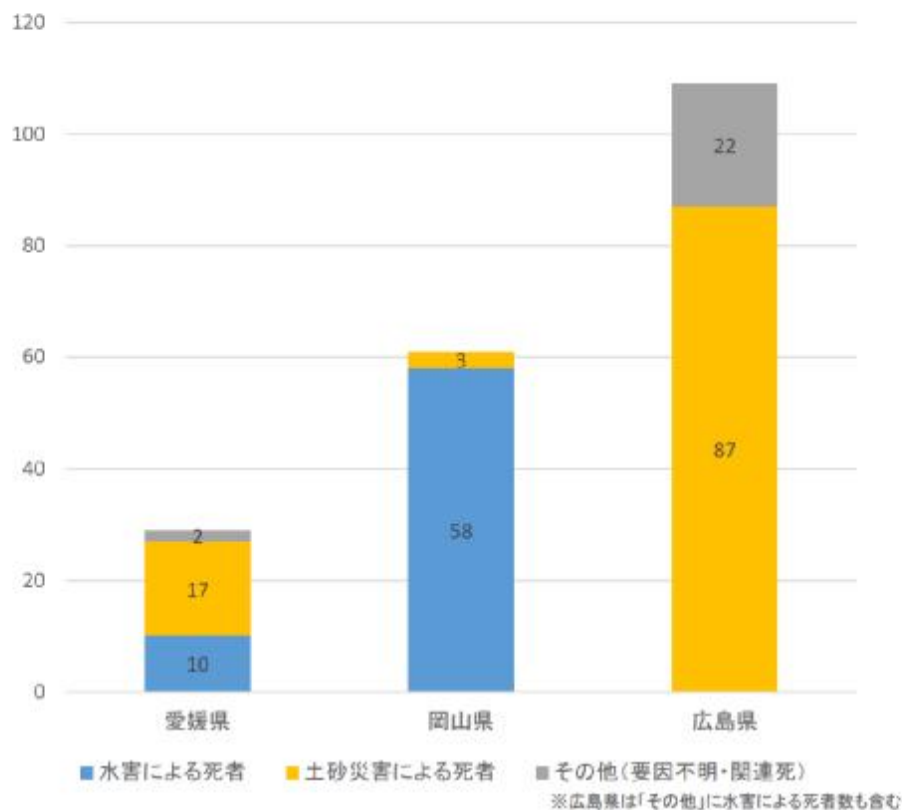


人的被害の9割が高齢者

人的被害の特徴(死因別・年齢別)

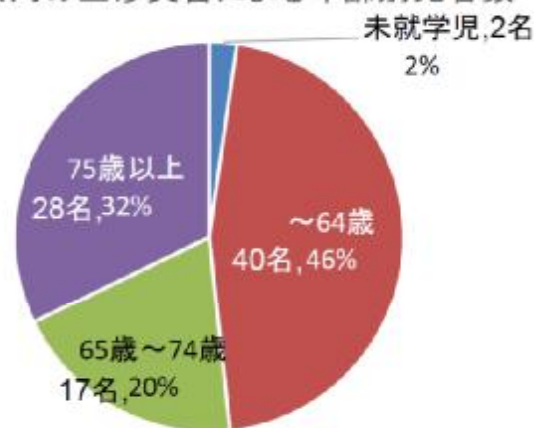
- 被害の大きかった愛媛県、岡山県、広島県での原因別死者数をみると、広島県では土砂災害による死者数が、岡山県では水害による死者数の占める割合が多かった。
- 広島県での土砂災害による死者の約半数や岡山県倉敷市真備町での水害による死者の約9割が65歳以上であり、高齢者が多く被災した。

(人) 3県の原因別死者数



「第1回平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ(内閣府)」資料より引用

広島県内の土砂災害による年齢別死者数



出典: 広島県「平成30年7月豪雨災害を具舞えた今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会 第2回砂防部会」資料

岡山県倉敷市真備町における年齢階層別死者数

年齢階層別	真備町
65歳未満	6人(11.8%)
65歳～74歳	15人(29.4%)
75歳以上	30人(58.8%)

出典: 岡山県「平成30年7月豪雨」災害検証委員会(第2回)」資料

交通・鉄道被害

平成30年7月豪雨による社会経済活動への影響(交通途絶による波及被害:鉄道)

- 西日本を中心に、鉄道は、土砂流入や線路冠水、橋梁流出等により、最大で32事業者、115路線で運転休止。
- 通勤・通学への支障のほか、幹線でも大きな被害が発生したことから、広域の貨物輸送にも影響(JR貨物の輸送量の約33%で運転中止)。



芸備線白木山駅～狩留家駅(広島県広島市)



高山本線板上駅～打保駅(岐阜県飛騨市)

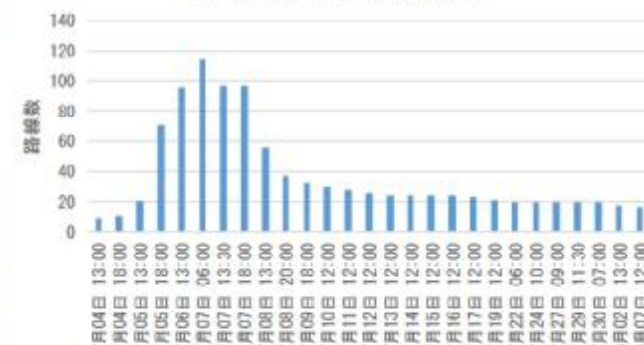


予讃線下宇和駅～立間駅(愛媛県宇和島市)



山陽本線本郷駅～河内駅(広島県三原市)

鉄道(貨物含む)の運転休止路線数

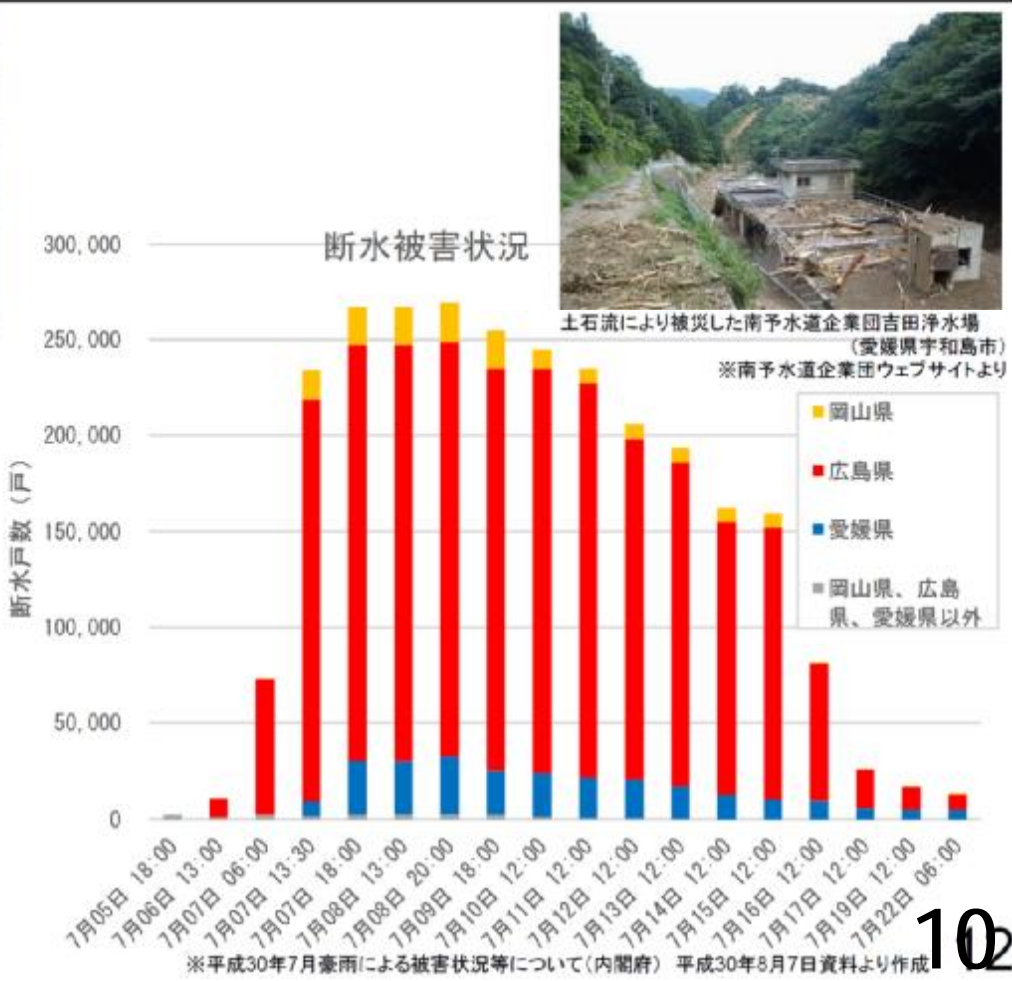
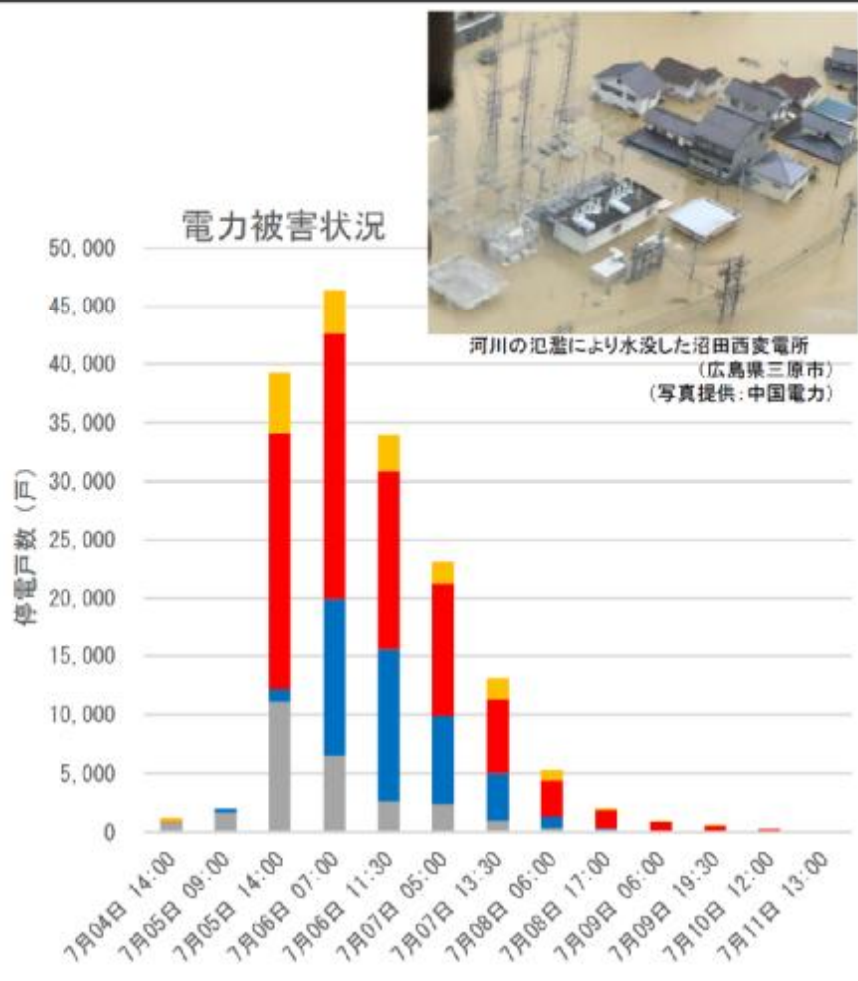


※出典:平成30年7月豪雨による被害状況等について(内閣府) 平成30年8月7日

ライフライン被害

平成30年7月豪雨による社会経済活動への影響(ライフライン被害)

- 電気、水道ともに、西日本を中心に広範囲な地域で被害が発生。
- 停電による被害は、特に広島県、愛媛県、岡山県等が多いが、住民が住んでいる地域については7月13日に復旧済み。
- 断水による被害についても、特に広島県、愛媛県、岡山県等で多く、浄水場やポンプ場が土砂崩れにより被災し、仮設施設の設置が必要な呉市や宇和島市において復旧に時間を要した。



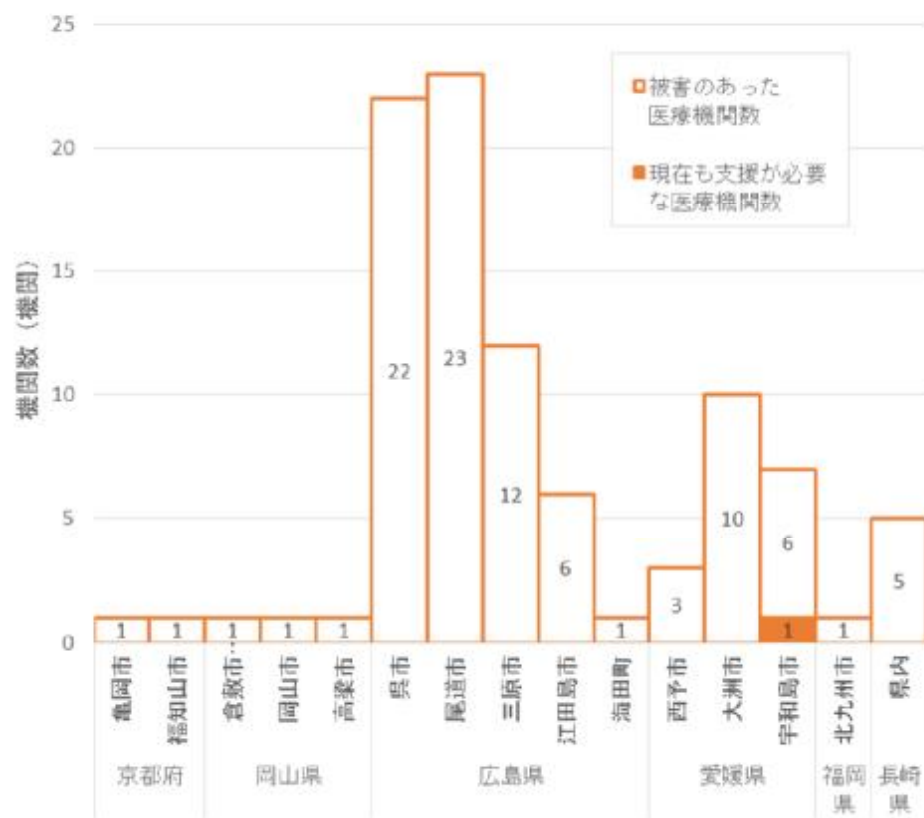
※平成30年7月豪雨による被害状況等について(内閣府) 平成30年8月7日資料より作成

医療・高齢者施設被害

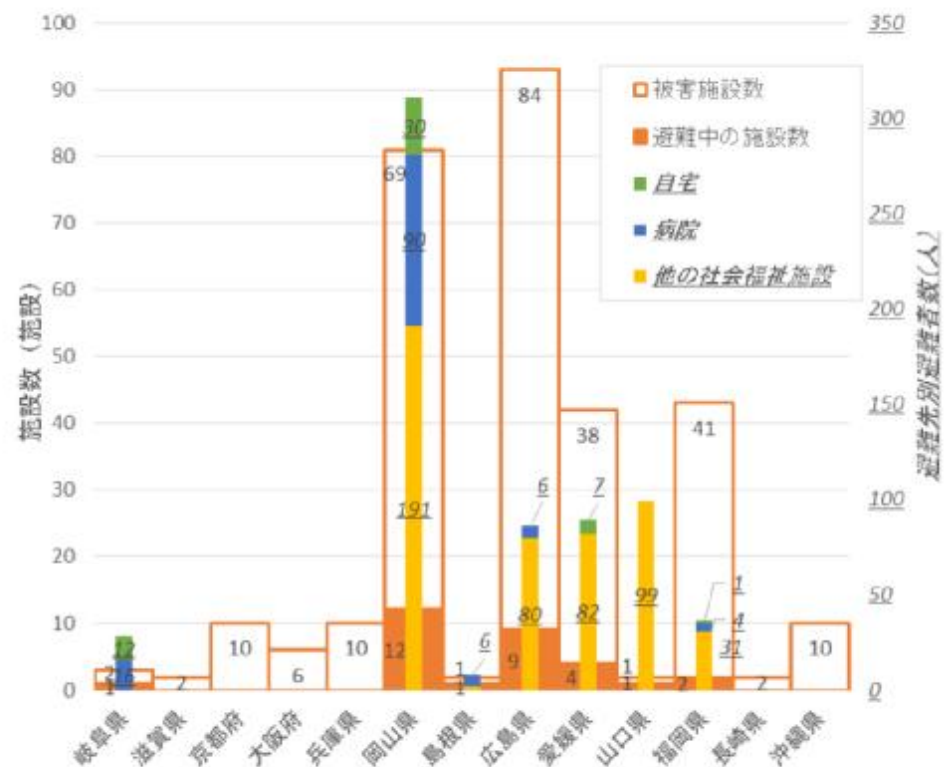
平成30年7月豪雨による社会経済活動への影響(医療・介護施設の被害)

- 医療施設では全国で95機関で被害が発生し、9月5日時点でも1施設で給水が必要。
- 大規模な氾濫が発生した倉敷市真備地区にあるまび記念病院では、7日午前4時頃から浸水が発生し、避難してきた近隣住民も合わせて約300人が孤立状態に陥った。
- 高齢者関係施設では、257施設で雨漏りや床上浸水等の被害が発生し、9月5日時点でも全国30施設合計657人が避難中。

医療施設（精神科病院を除く）の被害状況



高齢者関係施設の被害状況（施設数・避難者数（9/5時点））



※平成30年7月豪雨による被害状況等について(内閣府) 平成30年9月10日資料より作成

平成30年7月豪雨での土砂災害による被害の特徴

- がけ崩れ・土石流等の直接的に人家に被害をあたえるような土砂災害に加え、河床上昇により水と土砂が広範囲に氾濫(土砂・洪水氾濫)して堆積した土砂が救助・捜索活動や復旧復興を妨げるなど、社会経済に甚大な被害が発生。
- 浄水場などのライフライン施設や高規格道路などの重要交通網等が被災し、国民生活に重大な影響を与えた。
- 土石流や土砂・洪水氾濫により、避難経路や避難所が被災したため、避難したくても避難できない地域が発生した。
- 定期点検では大きな変状が認められていなかった石積の砂防堰堤が破損・流出した。

土砂・洪水氾濫による被害



呉市天応西条地区における被害状況

ライフライン等の被災



土石流等で避難が阻害



石積砂防堰堤の破損・流出



ソフト対策

これまでの取り組み

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進しており、平成31年度末までに基礎調査完了を予定。
- 土砂災害警戒情報の精度向上及び周知に努めてきたところ。
- ハザードマップの整備や防災訓練を実施してきたところ。

今回の災害での課題

- 避難すべき人が避難できていない。
 - ・土砂災害のリスクを適切に認識できていない。
 - ・避難所まで避難するのは危険と判断している。
 - ・避難しようとしたときにはすでに安全な避難所に到達できる状況に無くなっている。
 - ・一方、地域の呼びかけ等により、避難を実施し難を逃れた例がある。
- 平成30年7月豪雨の被災地では、土砂災害警戒区域指定のための基礎調査が完了しておらず、区域指定に至っていなかった地域が存在。
- 土砂災害警戒区域に指定され、ハザードマップが周知されていたが、住民が避難せず被災した事例があった。
- 土砂災害により人的被害(死者)が発生したすべての地域において土砂災害警戒情報が発表されていたが、発災前の避難勧告発令は75%だった。
- 堰堤が整備されている安心感から住民が避難せず被災した事例があった。

泉南地域水防災連絡協議会 泉南地域の防災・減災に係る取組方針改定 対照表

現 行

改 定 案

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱	
事 項	主な取組内容
具体的な取組	
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組	
① 情報伝達、避難計画等に関する事項	
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	・2017年6月から牛滝川、春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、櫻井川、男里川のホットラインを実施 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す
高潮時における海岸管理者等からの情報提供等（ホットラインの構築）	想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、沿岸市町とホットラインの構築する。
土砂災害警戒情報の見直し	土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する。
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町とホットラインを実施
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 協議会において、広域（複数の市町に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成 【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市域・町域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年6月に府、市町の行政間で構築した牛滝川、春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、櫻井川、男里川のタイムラインを作成済み ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す 【多機関連携型タイムラインの作成】 市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い協議会で実施内容を共有する 【避難勧告型タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う。 【タイムラインの活用】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する。

具体的な取組の柱	
事 項	主な取組内容
具体的な取組	
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組	
① 情報伝達、避難計画等に関する事項	
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	・2017年6月から牛滝川、春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、櫻井川、男里川のホットラインを実施。 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す。
高潮時における海岸管理者等からの情報提供等（ホットラインの構築）	想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、沿岸市町とホットラインの構築する。
土砂災害警戒情報の見直し	土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する。
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町とホットラインを実施
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 協議会において、広域（複数の市町に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成。 【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直しや改定を行う仕組みを構築する。
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市域・町域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年6月に府、市町の行政間で構築した牛滝川、春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、櫻井川、男里川のタイムラインを作成済み ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す。 【多機関連携型タイムラインの作成】 市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い協議会で実施内容を共有する 【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う。 【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。

※白地のセルが変更部分（網掛け部分は変更なし）

現行

改定案

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項		
具体的な取組		
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン）【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】	想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、協議会において、広域（複数の市町に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成
	【タイムラインの活用】	高潮対応の多機関連携型タイムラインを作成した場合は、風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン）【市域・町域】	【避難勧告型タイムラインの作成】	想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、避難勧告型タイムラインを作成する
	【多機関連携型タイムラインの作成】	浸水最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、協議会で実施内容を共有する
	【避難勧告等タイムラインの活用】	高潮対応タイムラインを作成した場合は、風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】	・地域（コミュニティ）単位でのタイムラインを検討、作成を行う。 ・タイムライン作成する地域（コミュニティ）の検討、調整
	【タイムラインの活用】	地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する。
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市域】	【避難勧告型タイムラインの作成】	土砂災害警戒区域等に指定されている岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町においてタイムライン作成済み
	【多機関連携型タイムラインの作成】	市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。
	【避難勧告型タイムラインの活用】	土砂災害対応タイムラインを活用した避難訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項		
具体的な取組		
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン）【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】	想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、協議会において、広域（複数の市町に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成。
	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】	高潮対応の多機関連携型タイムラインを作成した場合は、作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン）【市域・町域】	【避難勧告型タイムラインの作成】	想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、避難勧告型タイムラインを作成する
	【多機関連携型タイムラインの作成】	浸水最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、協議会で実施内容を共有する
	【避難勧告等タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】	高潮対応タイムラインを作成した場合は、作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】	・地域（コミュニティ）単位でのタイムラインを検討、作成を行う。 ・タイムライン作成する地域（コミュニティ）の検討、調整
	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】	作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市域】	【避難勧告型タイムラインの作成】	土砂災害警戒区域等に指定されている岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町においてタイムライン作成済み
	【多機関連携型タイムラインの作成】	市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。
	【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】	作成した土砂災害対応タイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。

※白地のセルが変更部分（網掛け部分は変更なし）

現行

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】	<p>【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に含まれる地域（コミュニティ）単位でのタイムラインを作成</p> <p>【タイムラインの活用】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する。</p>	
水害危険性の周知促進	<p>【水位周知河川の拡大】 水位周知河川の拡大について検討する</p>	
高潮災害の危険性の周知	<p>【浸水想定及び高潮水位の情報提供】 想定最大規模での浸水想定区域図の作成及び水位周知海岸の指定、高潮特別警戒水位の設定等を行う</p>	
ICTを活用した洪水情報の提供	<p>【情報提供の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大 ・防災情報メールの情報提供内容の充実 ・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報、土砂災害情報） ・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新） ・きめ細やかな土砂災害情報の提供（土砂災害情報システムの更新） 	
	追加	
隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	<p>災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う</p>	
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・高潮・土砂災害）	<p>・地域防災計画に水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設を位置づけ</p> <p>・地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設管理者に対して、2021年度までの避難確保計画策定と避難実施への周知や支援、進捗管理を行う</p>	

改定案

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】	<p>【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に含まれる地域（コミュニティ）単位でのタイムラインを作成</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する実施する。</p>	
水害危険性の周知促進	<p>【水位周知河川の拡大】 水位周知河川の拡大について検討する</p>	
高潮災害の危険性の周知	<p>【浸水想定及び高潮水位の情報提供】 想定最大規模での浸水想定区域図の作成及び水位周知海岸の指定、高潮特別警戒水位の設定等を行う</p>	
ICTを活用した洪水情報の提供 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理 土砂災害警戒情報を補足する情報の提供 避難計画作成の支援ツールの充実	<p>【情報提供の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大 ・防災情報メールの情報提供内容の充実 ・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報、土砂災害情報） ・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新） ・きめ細やかな土砂災害情報の提供（土砂災害情報システムの更新） ・防災情報の用語や表現内容の見直し（国・気象台） ・想定最大規模降雨の浸水想定区域図を地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）に反映 	
防災施設の機能に関する情報提供の充実	<p>ダムや堤防等の施設について、その効果や機能等を住民等への周知を実施。</p>	
隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	<p>災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う</p>	
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・高潮・土砂災害）	<p>・地域防災計画に水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設を位置づけ</p> <p>・地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設管理者に対して、2021年度までの避難確保計画策定と避難実施への周知や支援、進捗管理を行う</p>	

※白地のセルが変更部分（網掛け部分は変更なし）

現行

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに牛滝川、春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、櫻井川、男里川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う ・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う 	
想定最大規模の高潮に係る浸水想定区域図等の作成と周知	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度を目標に想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の作成、公表を行う ・浸水想定区域図公表後は、速やかに住民や関係市町に周知を行う 	
基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査 1 巡目が完了し、29年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。 ・調査は概ね5年に1度実施する。 	
水害ハザードマップの改良、周知、活用	<p>【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成された場合、その区域にある市町において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施 	
	追加	
	<p>【高潮浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図作成された場合、その区域にある市町において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施 	
浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町において速やかに住民等に周知	

改定案

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
浸水想定区域図の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等（洪水）	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに牛滝川、春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、櫻井川、男里川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う ・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う 	
浸水想定区域図の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等（高潮）	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度を目標に想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の作成、公表を行う ・浸水想定区域図公表後は、速やかに住民や関係市町に周知を行う 	
基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査 1 巡目が完了し、29年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。 ・調査は概ね5年に1度実施する。 	
水害ハザードマップの改良、周知、活用 ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	<p>【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成された場合、その区域にある市町において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施 	
	<p>【土砂災害ハザードマップの作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市町において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知 ・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は土砂災害実績をハザードマップに反映させる ・市町において、土砂災害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施 	
	<p>【高潮浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図作成された場合、その区域にある市町において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施 	
浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町において速やかに住民等に周知	

※白地のセルが変更部分（網掛け部分は変更なし）

現行

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
水害の記録の整理		過去の水害の記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表
		追加
防災教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・出前講座などによる防災教育の推進
		追加
		追加
危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備		<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認
高潮氾濫危険水位のための潮位計の整備		・高潮氾濫危険水位の設定に必要な潮位計について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施
システムを活用した情報共有		土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、市町の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成
地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進		市は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は2017年度までに、それ以外の箇所は2021年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する（市単位・地区単位）
		追加

改定案

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
水害の記録の整理		過去の水害の記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表
災害リスクの現地表示		まるとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討
防災教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・市町村地域防災計画に定めた学校に対して、避難確保計画の作成、避難訓練を通じた防災教育の実施 ・出前講座などによる防災教育の推進
共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成		<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整 ・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当協議会等に関する情報共有を実施 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の推進するとともに、具体的な取組事例を共有 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援
住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進		・市町村におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有
洪水予測や水位情報の提供の強化 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備		<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認
洪水予測や水位情報の提供の強化 高潮氾濫危険水位のための潮位計の整備		・高潮氾濫危険水位の設定に必要な潮位計について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施
システムを活用した情報共有		土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、市町の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成
地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進		市は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は2017年度までに、それ以外の箇所は2021年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する（市単位・地区単位）
応急的な避難場所の確保		安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討

※白地のセルが変更部分（網掛け部分は変更なし）

現 行

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事 項	具体的な取組	
(2) 的確な水防活動のための取組		
① 水防体制の強化に関する事項		
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	<ul style="list-style-type: none"> 特に重要な水防区域、重要水防区域について協議会で確認 ・河川、海岸管理者と関係者による施設巡視点検の実施 ・水防資機材については、河川管理者、海岸管理者、水防管理者で備蓄状況等を確認 	
水防に関する広報の充実（水防回確保に係る取組）	協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する	
水防訓練の充実	大和川地域防災総合演習、市町による水防演習について、より実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討する	
水防回（消防団）間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防回間（消防団）の連携を図る	
② 市町庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		
市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市町への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施 ・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討 	
市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける ・市町庁舎の機能確保を実施する 	
(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水計画の実施 	
浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・市町が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有 	
流域全体での取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策の推進 ・ため池の治水活用の推進 	

改 定 案

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事 項	具体的な取組	
(2) 被害軽減の取組		
① 水防体制の強化に関する事項		
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	<ul style="list-style-type: none"> 特に重要な水防区域、重要水防区域について協議会で確認 ・河川、海岸管理者と関係者による施設巡視点検の実施 ・水防資機材については、河川管理者、海岸管理者、水防管理者で備蓄状況等を確認 	
水防に関する広報の充実（水防回確保に係る取組）	協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する	
水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進	大和川地域防災総合演習、市町による水防演習について、より実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討する	
水防関係者間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防回間（消防団）の連携を図る	
② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項		
市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市町への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施 ・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討 	
市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける ・市町庁舎の機能確保を実施する 	
(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組		
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
排水施設、排水資機材の運用方法の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水計画の実施 	
浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・市町が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有 	
流域全体での取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策の推進 ・ため池の治水活用の推進 	

※白地のセルが変更部分（網掛け部分は変更なし）

現行

改定案

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
(4) 河川管理施設の整備等に関する事項		
河川管理施設の整備等に関する事項		
堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する 土砂災害発生時の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める 河川特性マップの周知及び共有 河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容について協議会で共有 	
		追加
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	<ul style="list-style-type: none"> 現行整備内容（余裕高部、バラベツ、天端部の補強等）の協議会での共有 危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討 	
		追加
		追加
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 計画等に基づき、府管理の樋門、水門、防潮施設等の改修を推進する 計画等に基づき、府管理の水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進する 確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制の検討 	
施設管理の高度化の検討	<ul style="list-style-type: none"> 【施設管理におけるドローンの活用】 今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する 	

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
(4) 河川管理施設の整備等に関する事項		
河川管理施設の整備等に関する事項		
堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する 土砂災害発生時の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める 河川特性マップの周知及び共有 河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容について協議会で共有 	
本川と支川の合流部等の対策 多数の家屋や重要施設等の保全対策 流木や土砂の影響への対策 土砂・洪水氾濫への対策 避難路、避難場所の安全対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 【2018年の緊急点検 河川砂防】 樹木、堆積土砂等の撤去 土砂、流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備 人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地、河道断面の拡大等の整備 円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備 	
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	<ul style="list-style-type: none"> 現行整備内容（余裕高部、バラベツ、天端部の補強等）の協議会での共有 危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討 	
重要インフラの機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 【下水道】 下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成 浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設管理者に対して浸水被害の防止軽減策の支援 	
	<ul style="list-style-type: none"> 【2018年の緊急点検 海岸】 緊急性の高い箇所において、非常用発電機を整備 	
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 計画等に基づき、府管理の樋門、水門、防潮施設等の改修を推進する 計画等に基づき、府管理の水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進する 確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制の検討 	
施設管理の高度化の検討	<ul style="list-style-type: none"> 【施設管理におけるドローンの活用】 今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する 	

※白地のセルが変更部分（網掛け部分は変更なし）

現 行

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事 項		
具体的な取組		
(5) 減災・防災に関する国の支援		
減災・防災に関する国の支援		
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	交付対象事業の周知	
適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水リスク表示図の公表を実施 ・関係機関（市町開発窓口への洪水リスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知 ・開発申請者などへのリスクの周知 	
災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業にかかる市町支援として研修やマニュアルの充実を図る ・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新 	
災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた国との調整	
補助制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する 	

改定案

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事 項		
具体的な取組		
(5) 減災・防災に関する国の支援		
減災・防災に関する国の支援		
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	交付対象事業の周知	
適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水リスク表示図の公表を実施 ・関係機関（市町開発窓口への洪水リスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知 ・開発申請者などへのリスクの周知 	
災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業にかかる市町支援として研修やマニュアルの充実を図る ・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新 	
災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（DIMAPS）の利用促進に向けた国との調整	
補助制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する 	

※白地のセルが変更部分（網掛け部分は変更なし）

泉南地域の防災・減災に係る取組方針 (改定案)

平成30年5月25日策定

令和元年5月30日改定

泉南地域水防災連絡協議会

○はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨災害により鬼怒川の堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水や、平成28年8月の台風第10号では岩手県管理河川の小本川が氾濫し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

平成29年6月施行の水防法等の一部改正では、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講ずることとしている。

国土交通省は、平成29年6月20日に緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等について、緊急行動計画をとりまとめた。都道府県においては、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめることとした。

大阪府では、府内8ブロックの既存協議会を水防法に位置づけられた地域毎の大規模氾濫減災協議会機能を付加した水防災連絡協議会に改組し、洪水、高潮、土砂災害等による防災・減災対策を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資するようにした。

本協議会では、上記水防法改正を踏まえたうえで、地域の特徴や平成22年6月策定の「今後の治水対策の進め方」の人命を守ることを最優先とする基本的な理念に基づき、「逃げる・凌ぐ・防ぐ」ことを主眼においた防災・減災に係る取組方針を策定した。

また、平成30年12月13日に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申されたことを踏まえ、緊急行動計画を改定して、より一層、充実・加速化を図ります。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成 29 年 1 月）」等を踏まえた緊急対策～

平成 29 年 6 月 20 日

国 土 交 通 省

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成 28 年 8 月、台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年（平成 33 年度）で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力で推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(答申),平成27年12月)
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申),平成29年1月)

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

(1) 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・水害対応タイムラインの作成促進: 国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
- ・要配慮者利用施設における避難確保: 平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等 (他4項目)

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・浸水実績等の周知: 平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・防災教育の促進: 平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等 (他2項目)

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計: 国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備 (他1項目)

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援: 防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援: 平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等 (他3項目)

(3) 的確な水防活動のための取組

① 水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検: 毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実: 水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等 (他2項目)

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達: 各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実: 耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善: 平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定: 浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

(5) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進: 「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等 (他3項目)

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究

- ・流木による流下阻害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価のうえ治水計画の見直しに関する検討 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(主な取組)

水防法に基づく協議会の設置

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を充実	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施 協議会の取組内容等についてホームページ等で公表 		



協議会の開催状況

＜協議会での取組事項＞

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整 等

水害対応タイムラインの作成促進

- 平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了(平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し)
- 平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに国管理河川の全ての沿川市町村で避難勧告発令型の水害対応タイムラインを作成	毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映			
平成29年度中に洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で、対象となる市町村を検討・調整	協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成			

水害危険性の周知促進

- 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」をとりまとめ
- 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」をとりまとめ	平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知)			

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引書の充実 市町村等向け点検用マニュアル作成 要配慮者利用施設向け説明会の開催 	平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施			
平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県のモデル施設において避難確保計画を検討・作成。とりまとめた知見については協議会等の場で共有。	避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有			

防災教育の促進

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施	平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるような支援				
学習指導要領改訂(平成28年3月1日)	(平成29年3月31日に改訂された学習指導要領の通知と教員研修)				
					引き続き、防災教育の実施を支援
					(平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の全面実施)

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

泉南地域水防災連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、泉南地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「泉南地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

- 2 前項の「泉南地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組 織)

第3条 協議会は、「泉南地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

- 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。
- 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「泉南地域」における防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市町間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市町の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 「泉南地域」に関する雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前項（1）（2）（3）（4）の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「泉南地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、協議会の目的達成のための助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府岸和田土木事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成3年5月31日から実施する。

この規約は、平成13年6月15日から実施する。

この規約は、平成19年5月24日から実施する。

この規約は、平成20年6月30日から実施する。

この規約は、平成23年6月30日から実施する。

この規約は、平成26年7月22日から実施する。

この規約は、平成27年7月30日から実施する。

この規約は、平成29年12月19日から実施する。

この規約は、平成30年5月25日から実施する。

この規約は、令和元年5月30日から実施する。

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
岸和田市長
貝塚市長
泉佐野市長
泉南市長
阪南市長
熊取町長
田尻町長
岬町長

(自治体関係)

府岸和田土木事務所長
府泉南地域防災監
府港湾局総務企画課長
府環境農林水産部水産課長
府南部流域下水道事務所長
府泉州農と緑の総合事務所長
府岸和田保健所長
府泉佐野保健所長

(国関係)

大阪管区气象台長

(警察機関)

岸和田警察署長
貝塚警察署長
泉佐野警察署長
泉南警察署長

(消防機関)

岸和田市消防本部消防長
貝塚市消防本部消防長
泉州南広域消防本部消防長

(占用事業者)

関西電力株式会社 大阪支社 南大阪地域統括長
西日本電信電話株式会社 大阪支店 災害対策 災害対策担当課長
大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 南部導管部長
大阪広域水道企業団南部水道事業所長

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 工務次長
南海電気鉄道株式会社 工務課長

【オブザーバー】

国土交通省近畿地方整備局河川部 河川計画課長

(別表2)

(自治体関係)

府泉南地域防災監
府岸和田土木事務所 建設課長
府岸和田土木事務所 尾崎出張所長
府事業管理室 事業企画課 参事
府河川室 河川整備課 参事
府港湾局 危機管理グループ課長補佐
府水産課 企画・豊かな海づくり推進グループ課長補佐
岸和田市危機管理部長兼危機管理監
岸和田市建設部長市政策部長

貝塚市都市整備部長
泉佐野市市民協働部危機管理室危機管理監
泉佐野市上下水道局長
泉南市総合政策部長
泉南市都市整備部長
阪南市市長公室長
阪南市事業部長
熊取町総合政策部長
熊取町都市整備部長
田尻町総務部長
田尻町事業部長
岬町まちづくり戦略室危機管理監
岬町都市整備部長

(国関係)

大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

別図『泉

【オブザーバー】

近畿地方整備局河川部 河川計画課 課長補佐

別図『泉南地域』



目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組		
① 情報伝達、避難計画等に関する事項		
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）		・2017年6月から牛滝川、春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、櫻井川、男里川のホットラインを実施。 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す。
高潮時における海岸管理者等からの情報提供等（ホットラインの構築）		想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、沿岸市町とホットラインの構築する。
土砂災害警戒情報の見直し		土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する。
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）		2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町とホットラインを実施
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン） 【広域】		【多機関連携型タイムラインの作成】 協議会において、広域（複数の市町に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成。 【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直しや改定を行う仕組みを構築する。
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン） 【市域・町域】		【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年6月に府、市町の行政間で構築した牛滝川、春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、櫻井川、男里川のタイムラインを作成済み ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す。 【多機関連携型タイムラインの作成】 市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い協議会で実施内容を共有する 【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン） 【コミュニティ】		【タイムラインの作成】 地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う。 【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン） 【広域】		【多機関連携型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、協議会において、広域（複数の市町に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成。 【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 高潮対応の多機関連携型タイムラインを作成した場合は、作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン） 【市域・町域】		【避難勧告型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、避難勧告型タイムラインを作成する 【多機関連携型タイムラインの作成】 浸水最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、協議会で実施内容を共有する 【避難勧告等タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 高潮対応タイムラインを作成した場合は、作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン） 【コミュニティ】	<p>【タイムラインの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域（コミュニティ）単位でのタイムラインを検討、作成を行う。 ・タイムライン作成する地域（コミュニティ）の検討、調整 <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</p> <p>作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。</p>	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン） 【市域】	<p>【避難勧告型タイムラインの作成】</p> <p>土砂災害警戒区域等に指定されている岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町においてタイムライン作成済み</p> <p>【多機関連携型タイムラインの作成】</p> <p>市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。</p> <p>【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</p> <p>作成した土砂災害対応タイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。</p>	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン） 【コミュニティ】	<p>【タイムラインの作成】</p> <p>土砂災害警戒区域等に含まれている地域（コミュニティ）単位でのタイムラインを作成</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</p> <p>作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。</p>	
水害危険性の周知促進	<p>【水位周知河川の拡大】</p> <p>水位周知河川の拡大について検討する</p>	
高潮災害の危険性の周知	<p>【浸水想定及び高潮水位の情報提供】</p> <p>想定最大規模での浸水想定区域図の作成及び水位周知海岸の指定、高潮特別警戒水位の設定等を行う</p>	
ICTを活用した洪水情報の提供 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理 土砂災害警戒情報を補足する情報の提供 避難計画作成の支援ツールの充実	<p>【情報提供の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大 ・防災情報メールの情報提供内容の充実 ・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報、土砂災害情報） ・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新） ・きめ細やかな土砂災害情報の提供（土砂災害情報システムの更新） ・防災情報の用語や表現内容の見直し（国・気象台） ・想定最大規模降雨の浸水想定区域図を地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）に反映 	
防災施設の機能に関する情報提供の充実	<p>ダムや堤防等の施設について、その効果や機能等を住民等への周知を実施。</p>	
隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	<p>災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う</p>	
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・高潮・土砂災害）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設を位置づけ ・地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設管理者に対して、2021年度までの避難確保計画策定と避難実施への周知や支援、進捗管理を行う 	

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項		
具体的な取組		
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
浸水想定区域図の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等（洪水）	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに牛滝川、春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、櫻井川、男里川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う ・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う 	
浸水想定区域図の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等（高潮）	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度を目標に想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の作成、公表を行う ・浸水想定区域図公表後は、速やかに住民や関係市町に周知を行う 	
基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査1巡目が完了し、29年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。 ・調査は概ね5年に1度実施する。 	
水害ハザードマップの改良、周知、活用 ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	<p>【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成された場合、その区域にある市町において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施 <p>【土砂災害ハザードマップの作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市町において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知 ・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は土砂災害実績をハザードマップに反映させる ・市町において、土砂災害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施 <p>【高潮浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図作成された場合、その区域にある市町において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施 	
浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町において速やかに住民等に周知	
水害の記録の整理	過去の水害の記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表	
災害リスクの現地表示	まるとまごハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討	
防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・市町村地域防災計画に定めた学校に対して、避難確保計画の作成、避難訓練を通じた防災教育の実施 ・出前講座などによる防災教育の推進 	
共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整 ・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当該協議会等に関する情報共有を実施 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置 ・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の推進するとともに、具体的な取組事例を共有 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援 	

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・市町村におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有
	洪水予測や水位情報の提供の強化 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認
	洪水予測や水位情報の提供の強化 高潮氾濫危険水位のための潮位計の整備	・高潮氾濫危険水位の設定に必要な潮位計について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施
	システムを活用した情報共有	土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、市町の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成
	地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	市は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は2017年度までに、それ以外の箇所は2021年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する（市単位・地区単位）
	応急的な退避場所の確保	安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討
(2) 被害軽減の取組		
① 水防体制の強化に関する事項		
	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	・特に重要な水防区域、重要水防区域について協議会で確認 ・河川、海岸管理者と関係者による施設巡視点検の実施 ・水防資機材については、河川管理者、海岸管理者、水防管理者で備蓄状況等を確認
	水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する
	水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進	大和川地域防災総合演習、市町による水防演習について、より実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討する
	水防関係者間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通じ、水防団間（消防団）の連携を図る
② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項		
	市町村舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・市町への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施 ・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討
	市町村舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける ・市町村舎の機能確保を実施する
(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組		
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
	排水施設、排水資機材の運用方法の改善	・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水計画の実施
	浸水被害軽減地区の指定	・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・市町が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有
	流域全体での取組み	・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策の推進 ・ため池の治水活用の推進

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項		
具体的な取組		
(4) 河川管理施設の整備等に関する事項		
河川管理施設の整備等に関する事項		
堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する 土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める 河川特性マップの周知及び共有 河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容について協議会で共有 	
本川と支川の合流部等の対策 多数の家屋や重要施設等の保全対策 流木や土砂の影響への対策 土砂・洪水氾濫への対策 避難路、避難場所の安全対策の強化	【2018年の緊急点検 河川砂防】 <ul style="list-style-type: none"> 樹木、堆積土砂等の撤去 土砂、流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備 人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地、河道断面の拡大等の整備 円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備 	
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	<ul style="list-style-type: none"> 現行整備内容（余裕高部、バラベット、天端部の補強等）の協議会での共有 危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討 	
重要インフラの機能確保	【下水道】 <ul style="list-style-type: none"> 下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成 浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設管理者に対して浸水被害の防止軽減策の支援 【2018年の緊急点検 海岸】 <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の高い箇所において、非常用発電機を整備 	
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 計画等に基づき、府管理の樋門、水門、防潮施設等の改修を推進する 計画等に基づき、府管理の水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進する 確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制の検討 	
施設管理の高度化の検討	【施設管理におけるドローンの活用】 <ul style="list-style-type: none"> 今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する 	
(5) 減災・防災に関する国の支援		
減災・防災に関する国の支援		
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	交付対象事業の周知	
適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 洪水リスク表示図の公表を実施 関係機関（市町開発窓口への洪水リスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知 開発申請者などへのリスクの周知 	
災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業にかかる市町支援として研修やマニュアルの充実を図る 大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新 	
災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（DiMAPS）の利用促進に向けた国との調整	
補助制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する 	